

## 第2回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会 議事録

日時：令和6年8月22日（木）13:00～15:00

場所：経済産業省本館17階第2特別会議室及びWebex

### 1. 出席者：

<委員>

神田委員長、小林委員、杉本委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員、山本委員

<オブザーバー>

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、金融庁監督局、法務省民事局

### 2. 議題

- ・第1回事業再構築小委員会の振り返り
- ・事業再構築法制における憲法上の論点
- ・金融関係者（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会及び一般社団法人全国信用金庫協会）による意見陳述

### 3. 議事内容

○中西課長 定刻よりやや早いですが、全員おそろいですので、ただいまから産業構造審議会経済産業新機軸部会事業再構築小委員会の第2回目を開催いたします。

経済産業省経済産業政策局産業組織課の中西です。本日は御多用のところ、またお足元の悪い中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、長田委員が御欠席、小林委員がオンラインでの御出席、その他の委員の方々は対面での御出席ですので、定足数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、配付資料の確認をいたします。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますので、資料はお手元のタブレットで御確認いただければと思います。タブレットの使い方は、お手元

に配付しております資料を御確認いただければと思います。順に資料1で議事次第、配付資料の一覧、資料2で本小委員会の委員名簿、資料3として事務局の説明資料、資料4に東京大学・宍戸先生の御提出資料、資料5で全国銀行協会様御提出の資料、資料6は全国地方銀行協会様御提出の資料、資料7として第二地方銀行協会様の御提出資料、資料8として全国信用金庫協会様御提出の資料です。

タブレットの使い方について何か御不便がありましたら、お近くの担当の者にお声がけいただければ対応いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、前回御案内したとおり、議事の公開につきましては、本小委員会は一般傍聴を行っておりませんが、議事要旨と議事録を後日弊省のホームページにて公開いたします。議事要旨は、迅速な議事内容を公開する観点から、会議後1週間を目安に事務局の責任で作成いたしまして、弊省のホームページで公開いたします。また、議事録につきましては、会議後1ヵ月を目安に弊省のホームページで公開予定です。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙だと思っておりますが、公開前に後者の議事録の文案をお送りさせていただきますので、御自身の発言箇所について誤りがないか御確認を賜ればと思っております。

それでは、以後の議事につきましては神田委員長からお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田委員長 皆様方には本日もお忙しいところ、御参加いただき誠にありがとうございます。本日も盛りだくさんの内容でございますので、早速始めさせていただきます。

今日はまず先に事務局から御説明、それから銀行界からの御意見等を一通り全部頂いた上で、皆様方に御質問、御意見を出していただく討議とさせていただきます。

それでは、最初の議題といたしまして、事業再構築法制の整備に向けた論点ということで、資料3について事務局から御説明いただきます。

○中西課長 ありがとうございます。では、資料3について御説明いたします。

第1回の小委員会の振り返りですので、前回の議論を要約した資料です。

私どもの認識では委員の皆様方、多数決の債務整理を可能とする制度自体には賛成で、基本的な方向性に大きな御異論はなかったと理解しておりますが、いくつか重要な御指摘があったと思っております。

1点目は、この制度の位置付けです。法的整理の一環なのか、準則型私的整理なのか、ないしは倒産前の状態でも手続が利用できる点に着目した新しい手続とするのか、本制度の位置付けを明確にす

べきという御指摘がありました。

加えて、この制度を導入するに当たり、全員同意が必要となる既存の制度では、一部の反対債権者との交渉、説得に追加の時間が非常に長くかかり、計画案を修正する必要がある場合もあるので、既存の制度だけでは十分と言えないという御指摘がありました。

いざというときに多数決で決定できることは物事を進める上で大事な選択肢であることを前提に、新陳代謝を促す観点からも、早期のタイミングから利用しやすい制度を創設すべきではないかという御指摘が2点目です。

事業再構築という形で今回小委員会の名前にもなっておりますが、その定義を柔軟に解して利用しやすい制度とすべきという御指摘が3点目です。

4点目として、立法事実の解像度を上げるという観点から、中堅企業、中小企業につきましては中小企業活性化協議会等の私的整理の制度が既に存在している中で、全員一致であるために事業再生を躊躇せざるを得ないことが本当にあるかは若干疑問が残る一方で、海外の債権者やステークが大きく異なる債権者がいる場合など、同質の債権者を前提とした既存の制度では事業再生が図れない場合を想定すると、本制度は必要となってくるのではないかという御指摘がありました。

次のページに行きまして、総論と各論をつなぐ論点として、他の制度との関係について、仮に新しい制度を創設する場合には、既存の準則型私的整理の制度と並置すべきではないかという指摘が1点目としてありました。

特に、事業再生ADRから本制度への移行や、本制度から法的整理への移行が円滑に行えるように制度を設計すべきではないかの御指摘が2点目としてありました。

また、事業再生ADRから本制度に移行する場合のずれについて、どのような取扱いをするのかについて、きちんとトランジションできるように工夫すべきではないかという御指摘が3点目としてありました。

また、私的整理のカテゴリーに入る特定調停との棲み分けについての御指摘もありました。

中小企業については、先ほどの話と重複しますが、活性化協議会等がある中で、本制度の対象としては大企業や中堅企業が想定されるのではないかの御指摘がありました。

3ページ目の各論にまいりますと、まず対象債権について、金融機関は事業価値を把握してモニタリングを行うことを業としていることから、金融債権は商取引債権と質的に相違があるため、対象債権を金融機関の保持する金融債権に限定することが適切ではないかの御指摘でありました。

加えて、事業再生の慣行として、私的整理ガイドライン創設以降20数年を経て形成されてきた一定

の規範意識として、金融機関の金融債権と商取引債権は実質を異にした取扱いをするという前提で実務が動いてきたこともあり、対象を金融債権に限定することは合理的ではないかとの御指摘もありました。

他方、憲法29条、14条の関係で、反対債権者を拘束する形で権利変更することは憲法違反にならないか、憲法の専門家の御意見を聞きたいとの御意見につきましては、後ほど宍戸先生の御意見書を御紹介いたします。

担保付債権の取扱いについては、現行の私的整理の延長として、担保権の有無に関わらず手続には取り込むべきではないのか。

その際、権利変更となる債権は担保によって保全されていない非保全部分のみが適切ではないのか。一方で、一時停止の対象には保全部分を含めるべきではないか、その際には、非保全部分の額を誰がどのように算定すべきかが論点ではないかとの御指摘がありました。

また、担保により保全されている部分を多数決による権利変更の対象にしない場合には、論理的には、非保全部分の債権だけが議決権を有することに整合性があるが、他方、実務的には保全部分を含めた債権総額とする考え方もあり得るとい御指摘もありましたので、併せて御紹介させていただきます。

ページをめくっていただいて一時停止について、個別回収が行われると公平な事業再生が困難となりますので、一時停止は必要ではないか、また、一部の債権者が一時停止に同意しない場合には、裁判所が命令という形で迅速に発令できる制度が必要ではないかとの御指摘がありました。

したがって、裁判所が強制的に一時停止を決定できる措置が必要であり、対象としては個別の強制執行や担保権実行を停止する強制力を持ったものが必要ではないかとの御指摘がありました。

計画案決議については、3分の2と4分の3両方ともあり得るとい御指摘でしたが、対象債権を金融債権に限定するのであれば、頭数要件は不要ではないかとの御指摘がありました。

裁判所認可手続については、裁判所の認可は必要であるが、実務的に機能する仕組みとする必要があり、裁判所の関与は確かに必要なものの、迅速性の観点から可能な限り限定的かつシンプルにすべきではないかとの御指摘がありました。

その上で、審査対象としては、手続や決議の瑕疵、清算価値保障は必須であり、加えて、対象債権の範囲等についても対象とし得るのではないかとの御指摘がありました。

めくっていただいて5ページ目ですが、第三者機関の関与の在り方について、本制度は民間の第三者機関と裁判所のハイブリッドな手続になりますので、第三者機関の公平・中立性、専門性は非常に

重要であり、それらを認定する仕組みを構築すべきではないかとの御指摘がありました。

また、中立・公平、専門性がある、経験豊富な方が選ばれることが望ましく、人的体制をしっかりと整えた上で、新しい機関を新たに創設するのではなく、既存の制度、枠組みの活用も考えられるのではないかとの御指摘もありました。

そのほか、経営者の責任の問い方や、適正な資産評定を行った上で情報提供を行い、公正かつ適正な債務処理を行うための手続とすべきだとの御指摘がありました。

さらに、裁判所が関与する以上、手続の経緯等の情報の裁判所への共有のタイミングについても御指摘がありました。

以上が前回の議論のまとめですので、今後の議論の参考にしていただければと思います。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、議題としては2つ目とさせていただいているのですけれども、事業再構築法制における憲法上の論点について、お手元の資料4を事務局から御説明いただきます。

○中西課長 ありがとうございます。本来であれば東京大学の宍戸先生にお越しいただきたかったのですが、本日はどうしても出席できないとのことですので、大変恐縮ながら、今回は意見書を提出いただいて、私の方でポイントだけかいつまんで御説明させていただきます。今後、必要に応じて宍戸先生にお越しいただくなどして、議論を深めていければと思いますが、まずは意見書のポイントを御紹介させていただきます。

「1」は結論の要点が書いてありまして、この制度は対象債権者集会における多数決及び裁判所による認可により、対象債権の権利変更を認める制度ということで、金融債権に対象債権を限定すべきとの意見が多く見られたため、それを前提に議論されています。その上で、憲法第29条第1項、2項、14条1項の観点から、一部債権者を多数決で拘束する形で権利変更を行うことは憲法違反とされないかという懸念を踏まえて、意見書をまとめていただいているところです。

先生の御意見としては、金融機関等が有する金融債権に対象債権を限定した場合、この制度に憲法29条1項、2項及び14条1項に違反する点は見られないということで、この制度の法律以前に成立した債権を本制度の対象とするという遡及的適用の論点も含めて、憲法に違反しないのではないかとの御意見を述べられております。

「2」が憲法第29条に定める財産権保障との関係です。前提として、憲法29条に規定する財産権は、国が財産権の内容、財産の価値及び処分に関する権能を公的に定め、それを帰属させるルールを定め

ることを前提としています。その中で、人々の行動の前提となる一定のルールを国が明確に定めることが重要となりますが、合理的なルールを定めること及びそのルールを社会の変化に応じて変更することは、憲法29条2項で認められた国会の権能であり、その行使について基本的に重大な憲法問題は生じないと総論的に述べられています。

その上で、憲法29条の論点を考える上で重要な判例として、インサイダー取引規制に関する最高裁の平成14年2月13日大法廷判決と、会社更生法の合憲性について判断した最高裁の昭和45年12月6日の大法廷決定が参考となるということで、それぞれを踏まえた検討がされています。

めくっていただいて2ページ目です。(1)のアは平成14年最高裁判決の内容についてのサマリーで、この判決は会社更生法や倒産処理手続についての判例ではなく、インサイダー取引規制についての判例です。

特定有価証券等の短期売買取引による利益を当該上場会社等に提供すべき旨を規定することが憲法第29条に違反しないかが問われた事案で、短期売買取引による利益を当該上場会社等に提供することについての是非が問われました。

下線部がポイントですが、後段の「このことからすれば」から始まる文に、「財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである」とあり、この判例自体は比較考量に基づいて合憲であると判断されています。

その上で3ページ以降で、平成14年最高裁判決を踏まえて、本制度の検討が行われています。まず、本制度の目的について記載されていますが、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者につき早期かつ迅速な事業再構築を行うことで事業価値の毀損を防ぎながら事業を維持及び再建するという私的利益の実現があると同時に、金融システムの安定及び反対債権者である金融機関等の財産価値を一定程度保障するという公共的利益の実現も目的としているとの御理解をまず示された上で、必要性や手段等について、次にで始まる段落に書いてあります。

現行の事業再生の手法よりも早期かつ迅速に事業再構築を行うことを可能とする本制度が、目的の達成のために必要な限度であるかが問題となるところ、対象債権者全員の同意が得られない場合は、裁判所が事業再構築計画案の認可を行うことで同計画案の効力が生じるという本制度の規律は、民事再生法等の現行の事業再生法制の延長線上であり、バランスを失っていないこと、また、経済的に窮境に陥るおそれがある場合には、その延長で将来的に経済的に窮境に陥り、民事再生等の申立が起き

得る状態にあり、上記目的を達成するのに必要な範囲での前倒しに過ぎないと記載されています。

特に、本制度では、裁判所が認可の段階で関与し、清算価値保障の充足や手続の法令違反等瑕疵の有無を判断すること、さらには即時抗告を可能としており、加えて、対象債権者集会で、例えば、議決権の4分の3の多数の賛成を要するとすると、セーフガードとしても十分に機能すると考えられ、十分に正当化根拠をもって憲法第29条1項に違反しないと考えられるとされています。

さらに、昭和45年の最高裁決定についても分析されており、5ページ目に下線を引かれていますが、会社更生法における財産権の制限について記載されており、更生手続が裁判所の監督の下に、法定の厳格な手続に従って行われることを前提に、いくつかのメルクマールを示されています。

その上で、「イ」でこの制度への当てはめをされており、財産権の制限が目的を達成するためには必要にしてやむを得ないものであるか否かについてのメルクマールに基づいて判断しても、本制度による制限についても問題はないと結論付けられています。

「3」は遡及的適用についての議論です。

6ページ以降に、この制度が創設された場合、新しい制度として開始され、本制度がない前提で融資を行った債権者の権利が本制度により変更されることにつき、事後的な立法により遡及的に財産権の内容を変更したとして問題となり得る、いわゆる遡及的適用の問題について記載されています。

前提として、一般的な財産権の内容形成、すなわち一般的な財産権のルールを的確に定めるに当たっては、その立法裁量は十分広く、リーディングケースもあると記載されています。

その上で、いったん定められた法律に基づく財産権の性質に関して、一般的に財産権が権利として実現するまでには段階があり、それぞれの段階で自らが期待していた権利が十分に得られない場合に遡及的適用の問題となり、どの程度の確度の期待が財産権としてどの程度保護すべきかについて、(2)で分析されています。

この点、現状では本制度は不存在ですので、その創設を予測しておらず、不存在のままであることを期待していた権利がどの程度保護されるかが問題となります。しかし、既に法的整理手続が存在しており、強制的に権利変更がなされることが予測されること、また、抽象的には経済的に窮境に陥るおそれがある場合には、その延長線上として将来的に経済的に窮境に陥り、民事再生等の申立てが起き得る状態にあり、現状の期待内容の範囲内ということができるとされています。また、従前の事業再生の制度と大枠が大きく変わるわけではないこと、さらには対象債権者集会等を通じた協議を行い、裁判所の認可を受ける制度であって、現行の制度の延長線上であり、かつ、金融機関等は与信及び債権回収に関して専門性を有しており、その予測可能な範囲は一般人と比べて非常に広く、本制度の創

設による変動は現行の期待の範囲内であることがより正当化されるとされています。

加えて、この法律の成立及び施行によって、実体法（契約）に基づく債権の内容が直接に権利変更されるわけではないことを勘案すると、本制度の創設により制約を受ける期待権の程度はそもそも現行の期待の範囲から大きく外れないことなどを考慮しても、合理的な制約として正当性があると書かれています。

最後に「4」は憲法第14条第1項に定める平等原則との関係についてです。平等原則については、憲法第14条第1項では法の下での平等が規定されていますが、合理的根拠のある別異取扱いは法の下での平等に反しないと記載されており、金融機関等の金融債権と、商取引債権を含むその他の債権との間で異なる取扱いをすることには合理的根拠があり、本制度は憲法第14条第1項に反しないと結論づけられています。

そもそも、金融機関等の有する金融債権と商取引債権は、事業再生の場に限らず、別々の取扱いをされており、金融機関等の金融債権者は、いわゆるプロ債権者であり、支払不能の事態をあらかじめリスクとして織り込んでいること、また、金融機関等には信用創造という公共的役割があること、2000年代より20数年を経て、金融機関等の金融債権と商取引債権を含むその他の債権は実質を異にしたものであるという一定の規範意識が形成されつつあること、法令上もその性質を踏まえた区別がなされていることが7ページ目に書かれています。

8ページの冒頭に、裁判所が最終的に後見的に手続を監督する形で関与して規律を担保することと合わせてみれば、個別の債権者の不当な別異取扱いも裁判所の関与により避けられると記載されており、結論としては、憲法第14条第1項に反するものではないと整理されています。

引き続き、憲法上の御議論についてございましたら事務局までお寄せいただき、次回以降、宍戸先生にお越しいただくことも含めて検討してまいりたいと思いますが、まず宍戸先生の意見書を御紹介させていただきました。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議事としては3つ目ということになるのですけれども、金融団体、銀行界からのヒアリングに入ります。お手元で申しますと資料5、6、7、8になるのですけれども、まず資料5につきまして全国銀行協会を代表して三井住友銀行融資管理部長の竹尾様からプレゼンいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹尾オブザーバー　　よろしくお願いいたします。三井住友銀行融資管理部の竹尾と申します。本日は貴重な機会を頂戴して、誠にありがとうございます。私から全銀協としての意見を述べさせてい

たきます。

まず、本制度の意義ですとか基本的方向性についてなのですが、本制度が掲げる早期かつ迅速な事業再構築を目指す方向性については異論ございません。

資料に記載されていない内容で恐縮なのですが、債権者としての現行の私的整理手続に関する認識としましては、関係者の皆様の長年にわたる御尽力によりまして、一部の例外的事案を除きますと、大筋において大きな問題はなく、必要な対応ができていますと認識しております。

一方で、第1回の小委員会でも意見が出ましたように、マレリの事案とか海外の債権者やステークが大きく異なる債権者がいる場合もありまして、これらへの対応の必要性から本制度は意義があると考えております。

資料に戻りまして、ただし、多数決によって債権者の権利変更を強制するような新たな私的整理手続を創設する上では、多数決によることの正当性が十分に認められて、手続面で公平性が担保されるような、厳格な制度設計をお願いしたいと思っております。

具体的には下段の①多数決の正当性に関して3点ございます。1つ目は、多数決によって、債権者に権利変更を強制することを前提とした制度が憲法上の財政権の保障ですとか、法の下での平等を侵害しないことを明確化することでございます。

2つ目は、多数決を用いることの社会的意義が十分に認められて、また手続関係者が制度趣旨に則った対応を行うことを促すために、本制度の成立背景や解決すべき社会的課題、救済された債務者の目指すべき姿をガイドラインなどで明文化することが必要だと思っております。

3つ目は、現行の制度ではなく、本制度を利用することの正当性が確保されるように、本制度の目的や趣旨を踏まえた既存制度との棲み分け基準を明確化することです。

次に、下段の②再生計画の公平性について。濫用懸念のある債務者の排除のために、対象となる債務者に関する厳格な規定の設置と手続の公平性、透明性確保のために、対象債権の範囲ですとか、再生計画案の策定・決議プロセス、手続全体を公平かつ中立的に差配する第三者機関などの厳格な制度設計が必要だと考えております。

次のページをお願いします。ここからは個別論点に入りたいと思います。

まず対象債務者についてなのですが、内閣官房案では経済的に窮境に陥るおそれのある事業者としておりますが、多数決を利用した制度の濫用を全銀協として懸念しております。

対応の方向性としてしましては、詐欺、粉飾、法令違反、その他反社会的行為を行った債務者は、本制度の利用対象外とすること、加えまして、適切な情報開示など、平時、有事における誠実な対応を制

度の利用前提とすることを望んでおります。

下の対象債権者の範囲でございます。内閣官房案ですと、事業再構築のために弁済することが必要なものとして一定の基準に該当するものなどを除く全ての債権と定義される一方で、先日の小委員会では金融機関の金融債権に限定するのが適切という意見も出されております。

全銀協としましては、公平性の観点で疑問が残ると考えておりました、金融機関の金融債権という画一的な定義ではなくて、制度の目的に照らして対象債権とする必要性が合理的に説明可能な債権については、個別の案件の特性に応じて対象とできるような制度設計を望んでおります。

3 ページ目をお願いします。担保付債権の扱いでございます。

権利変更の対象となる債権は、既存手続と同様に非保全部分のみを権利変更の対象とすべきと考えております。担保評価につきましては、既存手続では全員同意により公平性が担保されておりましたが、多数決を前提とする本制度ですと、担保評価額算定の合理性などを考慮した、債権者が同意可能なプロセスが必要だと思っております。債権者が、担保評価手続が適切ではないと考える場合には、裁判所に異議申立てができるようにするべきだと考えております。

また、※の後半にコメントしましたが、債務者側の事情から対抗要件の具備を留保している場合の取扱いについても整理が必要だと考えております。

次に一時停止です。既存の手続ですと、任意の一時停止で対応しておりましたが、多数決を前提とする本制度では、計画案に反対する可能性のある債権者が応じない懸念があります。

一時停止については、計画認可までの資金繰りですとか債権者間の公平性を確保して、円滑な事業再生を図る上で不可欠な措置でありまして、裁判所の関与による強制力のある一時停止が必要だと考えております。ただし、裁判所による一時停止は一定の時間を要するため、必要に応じて任意の一時停止も選択できることが望ましいと考えております。

なお、担保権は権利変更の対象外とすべきだと考えておりますが、円滑な計画案の策定に向けて、一時停止には担保権の実行禁止も含まれるべきだと考えております。

次、4 ページ目をお願いします。上段、計画案の策定でございます。全銀協としましては、公平な計画案策定には計画案に関する要件ですとか策定プロセスの明確化が必要だと考えております。よって、事業再生ADRと同様に、債務者の資産査定の基準や、計画案が満たすべき目線の明確化及び過剰支援の防止を目的とした債務免除額の具体的な算定方法が必要だと考えております。

策定プロセスにつきましては、計画策定の着手段階から対象債権者の意見を聞きまして、計画に反映させる機会の設定を必須化すべきだと考えております。また、多数決となることで、計画策定段階

を中心に、債権者間で意見交換を行うニーズの増加が想定されます。こうした意見交換が独禁法違反に当たらない旨を整理する必要があるのではないかと考えております。

次に下段、計画案の可決要件です。内閣官房案ですと、対象債権者の多数決、例えば総議決権の3分の2以上の議決権を有する対象債権者の同意により可決とされております。

全銀協としましては、議決権の対象は非保全債権を有する債権者及び非保全債権額を議決権の対象とすべきだと考えております。

可決要件では、少なからぬ債権者が反対するような計画案には大きな問題が含まれていることが懸念されます。あくまで一部の非合理的な債権者を排除することを趣旨としまして、合理的な債権者の大多数から同意を得ることを前提に、頭数要件も含めて可決要件を検討すべきだと考えております。

次、5ページ目をお願いします。第三者機関の関与の在り方です。全銀協としましては、多数決によって計画案が決議されることを踏まえて、計画の初期段階から債務者・債権者間の意見調整に積極的に関与するなど、第三者機関は事業再生ADRにおける手続実施者を大きく上回る関与、役割を果たすことが必要だと考えております。

具体的には、2点目、第三者機関の具体的役割に記載のとおりレベル感を想定しております。

以上を担保すべく、第三者機関がその役割を遂行するためには、事業再生ADRを参考に、より厳格な枠組みが必要だと考えております。

具体的には、まず第三者機関がプロセスの適切性や計画案の公平性、合理性などについて善管注意義務を有すること。次に、案件ごとの第三者機関の利益相反性を排除するための要件。最後に、第三者機関の構成メンバーの選定に係る要件、これらをそれぞれ規定することだと考えております。

6ページ目をお願いします。裁判所の認可手続についてです。全銀協としましては、憲法上の正当性が確保できるという前提でございますが、迅速性、簡易性を優先する観点から、内閣官房案にあるような裁判所の関与を限定する趣旨は理解できます。ただし、第三者機関が計画案の実態的内容について、公平・中立的に調整していく役割を遂行することが担保された枠組みになっていることが前提とと考えております。

7ページ以降については、いろいろ細かいことが書いてあるのですが、その他の論点を挙げております。大半については事業再生ADRで認められているものを本制度でも検討してほしいですとか記載どおりの内容ですので、この場での説明は割愛いたしますが、1点だけコメントさせていただきます。資料にないコメントで大変恐縮です。

私的整理計画の諾否においては、清算価値保障原則は大切なポイントなのですが、返済計画が長期

にわたって、特に清算価値以上の回収に相応の期間を要するような計画ですと蓋然性の評価が難しいと考えております。既存の私的整理手続ですと、コベナントの設定を交渉するなどの対応を行ってきいていましたが、万が一このような交渉を経ずに多数決で計画が決まってしまうと、債権者としては納得感がありません。

対応案として、(1)の3つ目にある債権買取制度ですとか、(3)の計画成立後の期中管理、この辺りを提示させていただきました。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料6につきまして、全国地方銀行協会を代表して、常陽銀行融資審査部担当部長でいらっしゃる武井様からプレゼンを頂けるとのことです。よろしく願いいたします。

○武井オブザーバー それでは、ただいま御紹介にあずかりました常陽銀行融資審査部の武井と申します。本日は、貴重な場にお呼びいただきまして、ありがとうございます。

地方銀行協会会員銀行62行を代表いたしまして、多数決に基づく新たな私的整理手続に関する論点について意見を述べさせていただきたいと思っております。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。まず、地方銀行の役割と使命につきまして説明させていただいております。地方銀行が多様化する個々のお客様のニーズに対し、金融、非金融を組み合わせた総合的なサービスを提供しております。特に法人のお客様に対しましては、ポストコロナ以降の社会の変化、昨今の物価高などに対応し、資金繰りはもちろんのこと、事業再生、事業再構築、経営改善等に係る様々な課題に注力して取り組んでおります。

2ページ目を御覧ください。本制度に関わる総論といたしまして、私的整理の新たな選択肢として、公平性・中立性・透明性を確保しながら、スピーディーに債務整理を進めるための制度整備が図られることにつきましては、円滑な事業再構築、地域経済の持続可能性に資する取組と考えております。そういった意味で総論として異論はございません。

一方、制度の濫用防止、対象債権の範囲、少数債権者の保護など、債権者、債務者双方が納得、安心して活用できるようにしっかりと制度設計する必要があると考えております。

1つ目の各論、論点でございますが、まず本制度の位置づけでございます。様々な既存の私的整理手続がある中で、本制度の利用が望ましいケースとほかの制度の利用が望ましいケースなどをきちんと整理して周知する必要があると考えております。また、事業再生ADRなどほかの手続から本制度へ移行する場合には、債権者全員の最終合意に至らなかった場合など、移行のタイミングを例示する

などで手続が円滑化すると思われます。

これらの論点も含めまして、債権者側の対応の参考となるようなガイドライン等の制定等が必要ではないかと考えております。

次のページに移っていただきまして、資料3ページを御覧ください。本制度の対象となる債務者について、こちらに記載のとおりでございますが、モラルハザード防止の観点から、粉飾決算などにより融資を得た事業者など誠意のない事業者は、本制度の対象から排除できるような制度設計が必要ではないかと考えております。

また、本制度の対象債権につきましては、原則として、金融機関の金融債権を対象とすることとしてはどうかと考えているところでございます。

ただ、個別の案件によっては社債やリース債権など、必要性に応じて金融債権以外の債権を含むことができるといった立てつけについても必要な要素と考えているところでございます。

続いて、担保付債権について、債務の猶予、減免など権利変更の対象となるのは、原則として、担保評価の結果、実質担保価値がない非保全部分としてはどうかと考えているところでございます。

また、担保評価額の算定方法につきましては、あらかじめガイドライン等に定めることが現実的に必要であると考えているところでございます。

次に資料4ページを御覧ください。ここからさらに各論について意見を述べさせていただきます。

最初に、事業再構築計画案の内容、指定法人による計画案の確認についてでございます。

計画案における事業再構築の定義を明確化する必要があると考えております。さらにその内容につきましては、事業再生の実態に照らして、不採算部門からの撤退なども含めるのが現実的と考えているところでございます。

また、モラルハザード防止の観点から、経営体制の見直し、役員報酬の削減など、経営責任、株主責任に係る事項を盛り込む必要があるのではないかと考えております。

指定法人による計画案の確認につきましては、債権者集会での多数決の前提となるため、より厳格に審査と位置づけるべきと考えております。

その上で指定法人の確認結果に対し、債権者が意見を述べる機会や、場合によっては少数債権者が再審査を請求できる仕組みも有効ではないかと考えております。

それを審査する指定法人につきましては、言わずもがな客観性、中立性が重要であり、例えば事業再生実務家協会の会員など、弁護士、公認会計士の専門家を法令で認定するような制度とする必要があるのではないかと考えているところでございます。

資料5 ページ目を御覧ください。債権者集会での事業再構築計画案の決議についてです。

多数決の水準については、明確な根拠があるわけではございませんが、少額債権者保護の観点から、総議決権の4分の3以上とするとともに、地方銀行は主に少額債権者となることが少なくないこと等も踏まえまして、総議決権に加えて頭数要件も追加してはどうかと考えております。

一時停止につきましては、個別に債権回収に着手する旨の行為を防止する観点からも、強制力を有する定めが必要ではないかと考えております。

資料6 ページを御覧ください。決議可決後、裁判所が計画を認可する想定とされておりますが、当該事業者の再生の可能性を少しでも高めるためには、迅速性が重要でございます。そういった意味では、必要最低限の項目を確認する位置づけについて考えているところでございます。

ただ、少なくとも決議の瑕疵、法令違反の有無、清算価値保障、計画遂行の見込みなど、民事再生手続をベースにした項目は確認すべきではないかと考えております。

裁判所の認可により確定した債権については、確定判決と同一の効果を有することとしてはどうかといったところも意見として述べさせていただきます。

なお、異議申立てにつきましては、確認項目全般について異議申立てができるようにすることが妥当と考えております。

資料7 ページ目を御覧ください。最後になりますが、事業再構築計画成立後の対応等について申し上げます。事業再構築計画の進捗状況については、指定法人などがモニタリングを行い、定期的に債権者に報告する仕組みを導入してはどうかと考えております。

また、万が一計画遂行が頓挫した場合の対応についても、一定の定めを置いておく必要があると考えております。

また、その他の意見として最後に記載させていただいておりますが、これは私的整理全ての枠組みについてもそうなのですが、債権者が債権放棄等の権利変更を行うことになった場合には、税務上の損金算入が認められるところについては明確化することが必要であると考えているところでございます。

駆け足でございますが、全国地方銀行協会からの意見は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料7についてということになりますが、第二地方銀行協会を代表して名古屋銀行法人営業部経営支援グループ次長でいらっしゃる浅井様から、リモートにてプレゼンをしてい

たきます。よろしくお願いいたします。

○浅井オブザーバー 名古屋銀行の浅井でございます。本日は発言の機会を頂き、ありがとうございます。

第二地方銀行協会の会長行として、事業再構築法案の検討に当たり意見を申し述べさせていただきます。時間の関係もあり、他業界からの意見と重複する部分もあるため、この場では当業界として特に申し上げたい点にのみ絞って関連するポイントをまとめて発言させていただきます。以下、法律上で明記すべきと考える点や制度設計の段階で慎重に御検討いただきたい点などにわたっておりますが、お聞き取りいただきたいと思えます。

お手元資料3ページにお進みください。コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、経営改善、事業再生の必要性が高まっており、公平性、透明性が確保され、少額債権者の権利がしっかりと保護されることを前提として、制度の創設に異論はないところです。

具体的な制度としては、裁判所と指定法人が適切に関与することにより、モラルハザードの防止等が図られ、ステークホルダーに安心感を与えるものにすることが必要と考えます。

また、既存の事業再生手続との関係を考慮の上、法的整理と私的整理のメリットを生かしつつ、デメリットを補完する制度の創設を目指すことは、冒頭申し上げたとおり我が国全体として事業再生をさらに進めていく上で重要な意義があるものと考えます。

しかしながら、既存の再生スキームが一定程度定着している中、本制度を新たに創設する上では制度設計の段階において、潜在的な対象案件が存在するののかといった点も含め、創設の必要性や意義とともに、事業再生ADRなどとの使い分けについても整理していくことが必要です。

4ページにお進みください。ここからは制度設計面について触れさせていただきます。

まず、少額債権者、反対債権者の保護についてです。本制度は、多数決により債権者の権利変更を可能とする制度であり、透明性ととも少額債権者の保護の観点からも検討が必要と考えます。

多くの債権者が存在する事業再構築に当たっては、当業態は少額債権者として関与することが主体となると想定しておりますが、少額債権者の考え方まで再生計画等に反映することは現実的ではないと認識しています。したがって、制度設計に当たっては、この後申し上げる再生計画案の決議における頭数要件の導入など、少額かつ債権者、反対債権者の保護措置について慎重に御検討いただきますようお願い申し上げます。

また、債権の買取請求権を認める制度とすることについても、反対債権者の保護につながるものと考えますので、併せて御検討ください。

次に、対象債権については、債権者平等の原則と迅速な事業再生の実現の両面を踏まえ、客観的な運用を行われるよう明確な基準を示す必要があるものと考えます。

一方、既存の準則型私的整理手続や商事債権者の連鎖倒産の可能性を踏まえれば、対象債権を金融債権に限定することが考えられます。その場合、債権者間の公平性の観点を鑑み、個別案件に応じてリース債権など金融債権以外も対象とすることを可能とする制度とすることも考えられるのではないかと存じます。

続きまして、5ページ、担保付債権の権利変更の対象については、担保割れ部分を含む非保全部分とするのが一般的であると考えます。

その場合、担保評価が極めて重要なポイントになるため、裁判所が指定する第三者による関与など、恣意性が排除される仕組みとすることが必要であると考えます。

また、再建計画案の決議においては、少額債権者保護の観点から、決議に当たっては一定の債権額を有する債権者の賛成とともに、賛成する債権者の人数基準、いわゆる頭数要件を導入するよう要望いたします。

具体的な水準としては、より多くの債権者が同意することが制度の利用促進、円滑で速やかな事業再構築につながるものと考えられることから、相応の高い水準、例えば4分の3以上とすることなどが考えられるものと存じます。

6ページにお進みください。本制度では、裁判所が手続に適切に関与し、制度の公平性を担保するとともに、指定法人においても事業再構築の定義への該当性、対象債権選定の合理性の確認など、重要な役割を果たすところです。

また、指定法人はその重要な役割から、モラルハザードを防ぐ観点においても、経営者責任の明確化、再建計画に対する実効性ある期中管理等に対してもしっかりと関与する仕組みが必要であると考えます。

本日申し述べさせていただきたい事項は以上です。私どもとしては、事業再構築のための法制度について異論はないところでありますが、途中申し上げた点にも十分配慮いただき、慎重な検討をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料8につきまして全国信用金庫協会を代表して城北信用金庫常務理事審査部長であられる田口様からリモートとなりますけれども、プレゼンをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田口オブザーバー 城北信用金庫の田口と申します。本日はこのような機会を設けていただき、ありがとうございます。

信用金庫で取引先の再生支援の実務を行っている立場から、事業再構築法制に対して御意見等を申し上げたいと思います。全体的に銀行業界さんの御説明と重複しておりますが、御容赦いただきたいと思います。

時間の関係もありますので、1ページ目と2ページ目は、信用金庫の概要になりますので割愛して、3ページ目から入らせていただければと思います。それでは、3ページ目の説明を行います。

まず、今回の論点に入る前に、信用金庫の現状について簡単に述べさせていただきます。

1つ目の丸です。信用金庫は事業地域が限定された共同組織の金融機関になりますので、取引先の事業再生支援は、地域経済への影響や雇用の確保といった観点からも、大変重要であると認識しております。

このため、信用金庫が主導して対応するケースのほか、金融調整が必要なケースでは、適宜、中小企業の事業再生等に関するガイドラインや中小企業活性化協議会などの準則型の私的整理手続を活用するなどして、再生支援に取り組んでおります。

信用金庫業界の事業再生支援の件数については、2020・21年度は政府の新型コロナの各種施策等もあって減少しておりましたが、2022年度以降は増加の傾向にあります。

3つ目の丸ですが、信用金庫は中小企業専門の金融機関であり、従業員20名以下のいわゆる小規模事業者との取引が9割を占めております。準則型の私的整理手続の中でも事業再生ADRや地域経済活性化支援機構等が用いられる場面は、ある程度規模の大きい企業が多いため、信用金庫は少額債権者の立場となることが多くなっています。また、信用金庫は銀行と比較して小規模な金融機関であるため、同じ金額の債権放棄であっても、金融機関の経営に及ぼす影響は異なってまいります。

このように、同じ金融機関の債権者の立場であっても、業態によってその立ち位置が大きく異なることを御理解いただきたく存じます。

次のページをお願いいたします。4ページ目は、まず総論として事業再構築法制の基本的な方向性について3点申し上げたいと思います。

1点目、多数決による金融債務の整理を可能とする法制を設けることは、取引先そして地域経済を支える立場である信用金庫業界として特段異論はございません。

次に2点目、本制度は、迅速性を持たせつつも、透明性や公平性、経済合理性が確保され、少額債権者の権利も守られるような枠組みとすることが望まれます。

最後3点目は、モラルハザードの観点には十分留意の上、債務者と債権者の双方にとってバランスのとれた枠組みとなるようにしていただきますようお願い申し上げます。例えば、悪意を持った不適切会計等を行った債務者や、手続中の偏頗弁済を行った債務者については、本制度の対象から除外することが考えられます。

続きまして、5ページ目以降は各論に対する考え方を述べたいと思います。

(1) 本制度と現行の私的整理・事業再生手続を並置する際に留意すべき点についてです。既に様々な準則型の私的整理手続が整備、運用されていますので、本制度は、現在の私的整理手続と並列となる選択肢の1つとして位置づけられるべきと考えます。その上で、債権者、債務者が本制度と既存の手続を適切に使い分けできるようにしていただきたいと思います。

また、現行の準則型私的整理手続から本制度への移行、本制度から法的整理手続への移行といった手続の移行が円滑に行われるようにしていただけるとありがたいです。

(2) 対象債権に入ります。対象債権につきましては、商取引債権や労働債権を保護することで事業価値が維持され、事業再構築が円滑に進められる可能性が高まるものと考えられますので、本制度は対象債権を金融債権に限定していただいたほうが望ましいと考えます。

次のページをお願いいたします。(3)の担保付債権の扱いにつきましては、本制度では債権放棄等の権利変更となる債権は、実質担保価値のない非保全部分のみとすべきではないかと考えます。なお、この場合、担保評価額算定の合理性をも考慮した上で、非保全部分を確定させることが必要と考えます。

続いて(4)一時停止を御覧ください。一時停止につきましては、他業態の御意見と同じく強制力を持たせる枠組みが必要と考えております。

下の(5)計画案決議に入らせていただきます。私どもとしましては、再生計画の実現には、債権額ベースで一定割合の債権者の賛成を得る必要があると考えます。その上で、少額債権者が不利な立場にならないよう、債権者の頭数要件も加える必要があると考えます。

次のページをお願いいたします。7ページに入ります。(6)裁判所認可手続に関しては、迅速性確保や債権者保護等のバランスも配慮した上で、公平性の観点から、法令違反、計画内容の妥当性等を判断材料に加えることも必要であると考えます。

次に、下の(7)第三者支援機関の関与の在り方になります。他業界からも発言がございましたが、本制度のモラルハザード防止の観点から、第三者機関の役割は重要になりますので、第三者機関には公平性、透明性、そして専門性が求められると考えます。

また、第三者機関においては、再生計画案の実現可能性の確認や、スポンサー企業が適しているかどうかの精査等も重要と考えます。

次のページをお願いいたします。最後8ページになります。(8) 少額債権者保護についてです。多数決での反対債権者については、債権者による裁判所の認可に対する即時抗告が可能とされるだけでなく、認可の前にも意見を十分に主張できる機会を設けることが必要と考えられます。加えて一定の少額債権については、海外の制度も参考に、債権の買取請求権の措置や、対象債権から除外することの検討も考えられると思います。

最後、(9) その他の論点等では、事業再構築の定義や経営者責任、株主責任、無税償却の3点に触れておりますが、他業態と同じ意見でしたので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日頂く御説明を一通り終了いたしましたので、残りの時間を自由討議とさせていただきます。

今回そういう意味では、宍戸先生からの御意見、それから今4つの金融団体、銀行界からの御意見を頂いたわけですけれども、宍戸先生は本日都合がつかないということですので、もし宍戸先生の意見書について御質問等がございましたら、事務局で預らせていただき、次回以降、宍戸先生においでいただく等何らかの形で御回答いただくということにさせていただきます。

また、金融団体の皆様方からの御意見につきましては、御質問を一通り出していただき、必要に応じて後ほどお答え等を頂ければと思います。

それでは、まず委員の皆様方から御質問や御意見をお伺いしたいと思います。札を立てていただかなくても挙手でも結構なのですけれども、いつもそういうやり方をしておりますので、名札を立てていただけましたら、私から御指名させていただきます。オンラインの方におかれましては、挙手ボタンを押していただくようお願いいたします。

なお、御発言の際にはマイクをお持ちしますので、マイクを使って御発言いただければありがたく存じます。

それでは、本日は特に順番に皆さんにということをご致しませんので、御発言おありの方にはぜひお願いしたいと思いますけれども、早速オンラインで御参加の小林先生から挙手いただいたようですので、よろしければお願いいたします。

○小林委員 恐縮でございます。それでは、私から質問させていただきたいと思います。特に全銀協様の御説明についての部分が多いかと思っております。

資料の1ページ目で、本制度の目的、趣旨を踏まえた既存制度の棲み分けの基準を明確化する必要があるという御指摘を頂いております。これは既存制度、例えば事業再生ADRなども評価していただいたと思いますけれども、そういうことを踏まえた棲み分け基準ということだと思います。

この点については、ほかの金融団体の方からも御指摘があったかと思いますが、具体的にどのような基準を考えられていらっしゃるのか。金融機関の立場からどういうものがあるのかということについて御説明いただければと思います。

神田先生、幾つかあるのですけれども、一遍に質疑したほうがいいですか。

○神田委員長 時間の関係もございますので、全て質問をおっしゃっていただいてもよろしいでしょうか。

○小林委員 2点目は、対象債務者の誠実性を要求なさっています。ほかの金融団体もそうなのですが、これについて入り口段階で審査するというのは相当難しいと思うので、多数決とはいえ、3分の2、あるいは4分の3という議決を経なければ決議がなされないということで、これがカバーできないのかと思いましたので、それについての御意見も頂ければと思います。

3点目なのですけれども、資料の5ページ目について、第三者機関の役割の重要性を御指摘なさっております。第三者機関が重要だというのはもちろんそうだと認識しておりますが、既存の第三者機関、例えば事業再生ADRの手続実施者と比較して、同等の対応では十分ではないと。事業再生ADRにおける手続実施者を大きく上回る関与、役割を果たすことが必要だと記載されておりますが、第三者機関が多数決の場合は全員一致よりもより重要だという御指摘かとも思ったのですけれども、具体的に手続実施者の役割との違いについて教えていただければと思いました。

というのは、資料のなかの例示で掲げております手続に入る前の審査については手続開始要件が変われば変わってしまう可能性があるのですけれども、手続開始後の担保評価とかスポンサー選定や金融支援額や計画案の公平性、合理性については、今の事業再生ADRは手続実施者が調査しておりますし、債務者、債権者の意見調整も行っていると理解しております。また、両者の意見に隔たりがある場合にも計画案についての部分を手続実施者の意見書に記載されているというのが実務と思っておりますので、今の実務上、どこが手続実施者と違うところを求めたいのかということをお教えいただければと思った次第でございます。

私からは以上でございます。

○神田委員長 どうもありがとうございました。本来なら時間の関係で次の委員の方にも御質問を出していただきたいと思うのですが、あまりたまり過ぎるとお答えいただくのも大変だと思いますの

で、一旦ここまでで小林先生からの御質問についてももしお答え等があれば、全銀協からお答えいただけますでしょうか。

○竹尾オブザーバー 御質問ありがとうございます。では、全銀協からお答えさせていただきたいと思います。

まず棲み分けの基準についてなのですが、事業再生ADR以外の私的整理手続との棲み分け基準については、債務者様の事業規模ですとか債権額の辺りが棲み分けの基準になるのではないかと考えております。

事業再生ADRと本制度の棲み分けについては、大変申し訳ございませんが、明確な棲み分け基準について我々の意見を持ち合わせているわけではございません。ただ、事業再生ADRを全会一致でやるという前提の中で、恐らく同じぐらいの窮境の状況と事業規模の会社様が対象になるのではないかと思うのですけれども、そういう中で我々の本音といたしましては、事業再生ADRでは通らない計画案がこちらの制度に持ち込まれるというのは違うかと考えております。

あくまでも通常のものと言ってしまうと語弊がありますが、日本の金融機関と違うような考え方の債権者様が入ったときにどう捌いていくかという話が現実的なところなのかなと考えております。

2点目の債務者の適格性なのですけれども、私見になるのですが、ガイドライン等でこういう債務者様が対象になると定めた上で、債務者様と第三者機関様が説明義務というか、こういう観点でこの要件を充足しているということを御説明いただいた上で、あとは多数決に行くと考えております。

3点目については、私の説明の仕方が不十分で、今の制度が不十分ではないかという聞こえ方がしてしまいましたら大変申し訳ございません。そのようなことは全くなく、冒頭申し上げたとおり、今の事業再生ADRは手続としてうまくいっているというか、しっかりと手続がなされているというのが我々の認識でございます。

その上で、多数決原理を持ち込むということに当たって、今以上の関与を我々としてお願いしたというのが趣旨でございます。もちろん中段の第三者機関の具体的役割について、ここに書いてあるような手続をしっかりとやっただいている手続実施者様が大半だと考えているのですけれども、不勉強だったら恐縮なのですが、ここに書いてあるところまでは明確に政令で定められていないと私は理解しておりまして、今実務上、手続実施者の先生方にやっただいているような手続を明確に定めていただきたいというのが私の趣旨でございます。答えになっていますでしょうか。

○小林委員 分かりました。どうもありがとうございました。

続いて関連してなののですけれども、事業再生ADRに入った後の移行についてです。ほかの金融団

体の方からの意見書では円滑な移行が望ましいと書いてありました。全銀協様の意見書は明確にすべきという記載にとどまっておりましたが、もし移行を認めるなら円滑なほうがいいのではないかと思ったのですけれども、それについては特段違和感がないというお考えでよろしいでしょうか。

○竹尾オブザーバー 私としては違和感がないと考えております。

○小林委員 どうもありがとうございました。

○神田委員長 ありがとうございます。それでは、山本先生、どうぞ。

○山本委員 私からも御質問しようと思ったのですが、今の小林委員からの御質問とかなり重複しておりました。

1点だけ。債務者の濫用のおそれというところなのですけれども、ここで書かれてある例えば法令違反というのは対象外というのは分かるところがあるわけですが、例えば債務者が誠実な対応をしていたということがもし要件になるとすれば、誠実というのは人によって見方が相当異なるところがあると思いますので、かなり紛糾するおそれがあると思っています。

先ほど小林委員が言われたように、3分の2か4分の3か議論があるかもしれませんが、多数の金融債権者は、この債務者でこの計画でいいのだということを認めているということを前提にしたときに、なおそのような債務者を濫用ということができるといえるのかということがあるように思いますし、本当にどうしても問題があるような場合には、もちろん法的手続を申し立てる道も残されていると理解しておりますので、その場合にはそういう形で裁判所の判断をあおぐということもできるように思います。よって、この手続はまさに迅速性、効率性に力点があるということに鑑みれば、一般条項的などで争いが生じるというのは、制度の円滑な運用という観点からは望ましくないのかなと思いました。

○竹尾オブザーバー ありがとうございます。おっしゃるとおり、何をもちて誠実というかということについては非常に難しいと思っておりますので、私としても実際にこれがガイドライン、中小企業の再生のガイドラインの第2部のようなものをイメージして申し上げております、になっていくに当たって、「誠実な対応」という言葉がそのまま残ることはあまり想定しておらず、「誠実な対応」の具体的な中身が実際にそのような文章に落とし込まれていて、それに沿ったものになるかを債務者様と第三者機関様から説明いただくようなものを考えております。

よって、最終的にはおそらく何が誠実なのか誠実でないのかということについて争われるということは、私としても想定していないのですが、あくまでも考え方として御理解いただければと考えております。

○山本委員　今の点はよく分かりました。全体についてコメントというか意見を申し述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

最初に、今回宍戸教授から御意見を頂いたことにつきまして、前回私からも憲法の専門家の御意見を伺いたいと申し上げたことにお答えいただいたということで、大変ありがたく存じます。

この問題、会社更生法の改正の特定更生手続の議論から始まるとすると、20年以上にわたって議論されてきて、その間ずっとある意味では憲法論がのどに引っかかった骨のようなところがあったと認識していますが、今回憲法の専門家からこのような詳細な、また説得力のある御意見が出されたというのは、この問題を1つ大きく前進させる画期的なことと認識しております。

とりわけ憲法29条との関係では、我々倒産の専門家はどうしても昭和45年の大法廷の決定にかなりこだわって議論してきたところがあったわけでありまして、その後の財産権保障に関する判例の分析を踏まえて、このような制度の合憲性について論じていただけたこと、それから14条の関係でも金融債権とそれ以外の債権を区分することについては、憲法上合理性が認められるのではないかと示していただいたことは、大変意義深いものと思っております。

ただ、具体的な制度をさらに詰めていって、例えば金融機関の金融債権を基本的に対象とするということですが、宍戸教授も慎重に「金融機関等の金融債権」と「等」を加えられているわけですが、リース債権その他をどのようにするのか。本日の金融機関からの御意見として、それ以外のものを加える余地のようなものを提言されていますが、今後具体的な制度の中で少し異なるものが出てきた際に、なお憲法上クリアできるのかどうかということが問題になる可能性もあると思います。宍戸教授には引き続きこの議論を見守っていただき、場合によってはこの場でいろいろ質疑させていただく機会があればいいかなと思えました。それが憲法についてのコメントです。

それから、具体的な制度の観点でのコメントですが、まず本日の金融機関の御意見の中で、担保付債権で基本的には非保全部分のみを対象債権とするという考え方が示されていて、他方では一時停止については担保権実行についても一時停止、担保権実行禁止ができるということを提言されておりますが、私自身は賛成であります。基本的にはそのように考えるべきなのだろうと思います。

とりわけ前回の議論の中で若干議論されたかと思いますが、非保全債権のみならず、保全部分の債権については、権利変更の対象にはならないが、多数決の議決においては保全部分の債権も決議に加えさせてもいいのではないかという御意見も出たかと思えます。

しかし、やはり対象債権が非保全部分に限るにもかかわらず、保全されている部分まで多数決に加えるというのは、前回申し上げましたが、多数決の同質性を損なうとともに、決議結果についてもゆ

がみが生じるのではないか。当然担保部分の債権者と非担保部分の債権者は利害が大きく異なると考えられますので、それを同じ母数の中に含めた多数決というのは、基本的には望ましくないと思っております。

会社更生などでも担保権部分と無担保部分は、決議において当然別の取扱いをされているので、決議の参加者についても非保全部分のみとする。その場合、当然担保目的物の評価の問題が出てきて、そこにやや困難があるということはそのとおりなのですが、そこは今の事業再生ADR等でも行われているところでもありますので、現状を維持すべきではないかというのが私の意見です。

それから、決議要件との関係ですけれども、可決要件は基本的に政策問題だと思っています。あまり理論的に決められるところはない、言えるところはないと思っておりますが、1点、頭数要件等は金融機関の皆さんからかなり御意見が出たところでもあります。頭数要件を入れるということは、この場面においてあまり合理性がないかと思っております。

民事再生法を制定するときも、従来の和議の頭数要件を維持の可否について随分議論されました。最終的に民事再生で維持されましたが、私の理解では債権者の中で金融機関が一方にあり、他方には商取引債権等がある中で、債権額だけでは金融機関の意向が通ってしまうため、商取引債権以外の債権についても一定のバーゲニングパワーを付与するという点。それから当然商取引債権等が事業再生に寄与するため、商取引債権者から一定の賛成を得ないと、実際上は事業の再生が困難になるという点を重視したのかなと認識しています。

その意味では、今回金融機関に基本的には対象債権を限定する、議決権者を限定するというところを前提にするとすれば、頭数要件を入れる合理性は基本的にはないかと思っておりますので、そこは債権額要件のみでよいかと考えております。ただ、債権額要件で大多数の債権者が同意しているということからすれば、4分の3というのは合理性があるかと思っておりますが、そこは政策判断かと思っております。基本的には債権額要件で議論すれば足りるかと思っております。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。それでは、札を立てている順で南先生、藤原先生、三木先生になると思います。南先生、どうぞ。

○南委員　　南です。各団体の方、御発言ありがとうございました。非常に勉強になりました。

本当は、対象債権について御質問しようと思ったのですが、山本先生が御説明されたので、山本先生の考え方への異論も含めて発言させていただきます。まず対象債権にするかどうかという点についてですけれども、一時停止の対象かどうかも含めて当然担保の有無にかかわらず、金融債権を一時停止の対象にする、つまり手続に取り込むということについて、全銀協さん、地銀協さん、第二地銀協

さんも異論がないものと認識しています。

次に、権利変更の対象にするかという意味での権利変更の定義ですけれども、いわゆるリスクは権利変更に当たらないという理解で皆さん議論しているように思いますが、リスクジュールも立派な権利変更であると思っています。

そうすると、担保付であれ非保全債権であれ、権利の変更の対象になることを当然の前提とした計画になるため、担保付きであるかどうかにかかわらず、債権額が議決権のベースになるというのは、当然の理ではないかと思っています。

ヘアカットの対象になりますかという意味での権利変更ですと、当然担保でカバーされている部分についてのヘアカットはないという整理になりますから、ヘアカットになる非保全債権部分を持っている債権者で議決するというのが論理的のように思われますが、担保権でカバーされる債権も必ずしも一括して弁済するわけではなく、担保物件を売却して弁済する場合もあれば、対象物件を利用し続けて、民事再生法でいう別除権協定のよう10年で弁済させてくださいという場合もあるわけで、それを引くため策定された計画案が、議決の対象だと認識しています。

その際に論理的には、山本先生が言及されたように担保権の組と非保全の組を分けて議決するという方法もあり得ますが、そうではなく現在の私的整理の実務においては、担保付部分の被担保債権についてリスクジュールも含めた権利変更を要請される金融機関の皆さまもそうでない金融機関の皆さまも、全員同意のためあまり意識はされていないと思いますが、債権額ベースで手続に参加し、議決に参加されているわけなので、多数決制度の導入を検討するこの局面において、非保全部分だけを議決権のベースにするというのは、今の私的整理実務を前提にするとワークしないかと思っています。

頭数要件については、皆さん入れてくれという御意見でしたが、濫用の危険と裏腹かと思っています。山本先生と同様に、頭数を要件として加えると、かえってコンフューズしてしまうのではないかと思いますので、濫用防止策の議論をきっちりやった上で、制度設計の事業再構築要件の中身をきっちり詰めて、濫用の危険性を防止することによって、少数債権者の保護を図っていくのがシンプルでいいのではないかと思っている次第です。

幾つかあるのですけれども、この辺でやめておきます。

○神田委員長　　どうもありがとうございました。では、続きまして、藤原先生、どうぞお願いします。

○藤原委員　　2点ほどお願いします。

全銀協さんのレジュメ2ページ目の対象債権の範囲について、対象債権に少し幅を持たせて、事業

再生に必要な債権を加えられるようにしたほうがいいのではないかと御意見かと思えます。

使う側からすると、一見柔軟で良いように見えますが、実際はないほうがやりやすいと思えます。過去のADRや私的整理でも原則金融機関だけを対象にしていますが、銀行から手続そのものに大口債権者を入れろとか、形式上手続には入れなくてもいいが実質並行して交渉するよう強く要請されることがあります。私の腕が悪いせいかもしれませんが、ほぼ失敗しています。

他方で、あくまで手続対象外だが、ビジネスとして再生に助力してくれということであれば、一定のリスケジュールや権利変更に応じてくれる大口債権者も少なくありません。以上の点から考えると、実務的には手続外にしておいたほうがやりやすい。また、予測可能性という観点からも、解釈に幅があり、手続に入るか入らないか分からないということになると、混乱が起きますので、金融機関に対象債権を限定するほうが事業価値の維持、手続の使いやすさの点から、良いのではないかと思います。

自分が大口債権者の代理人の立場になったら、解釈に幅があれば最高裁まで争うことは間違いありません。入り口の段階で揉めるというのは得策ではないと思えます。そこで、手続外にさせていただくのはだめでしょうかというのが最初の御質問です。

2点目は、頭数要件です。私も山本先生と同じ意見で、民事再生には入っていますが、金融債権者だけであれば、頭数要件は要らないのではないかと考えていました。

一方で、今回、全ての協会の方が頭数要件を入れるべきと記載しているのを拝見して、金融債権者の中にも属性を含めて様々な方がいる中で、私的整理を円滑にまとめるために、民事再生のときのように、実質的公平の観点から頭数要件を入れても良いかと少し考え始めております。

あくまで濫用防止ということであれば、頭数要件を債権額要件とは異なる2分の1以上ぐらいのレベルに入れても良いのではと思いました。以上です。

○神田委員長　　ありがとうございました。それでは、銀行界から今の点についていかがでしょう。

○竹尾オブザーバー　　ありがとうございます。まず、金融機関に限定すべきという話なのですが、確かに実務上なかなか難しいというか、1つのハードルができてしまうというのは御趣旨として理解いたしました。

ただ、例えば金融機関等という整理ができるかどうか分からないですけれども、公募社債が入っていたり、明らかにこの債務者の窮境要因を招くような運営の一端を担った事業会社が入っていたりした際に、この手続に入れなくていいのかという疑問がありまして、もちろんそれに納得いかなかったら金融機関として反対すればいいのですが、現実的な話としてこの手の私的整理の手続の中で明確に反対票を突きつけるというのも、もちろんこれから実務が変わるかもしれないのですけれども、少な

くとも現在の事業再生ADRというレベルの手続ですと、そこまで行きにくいという事情もありまして、それでしたら手続に加えていただくのがいいというのが我々の考えでございます。少なくともそれが不要だという場合には、不要だという説明をしていただくというのが我々として望ましい考え方かと考えております。

あと頭数要件につきましては、例えばトップの銀行が大半のシェアを持っていたりすると、そのほかの銀行は手続に事実上議決権を持たなくなってしまうので、言いなりになってしまうというのは不合理かなという気もしますし、逆に私的整理の前の段階で例えば一行取引の債務者様について、新規で入ってくる銀行が入りにくくなるのではないかと危惧しております、そういう観点でも一定の意味はあるのかなと私としては考えております。

○武井オブザーバー 地銀協の武井でございます。

今御質問いただきました対象債権者につきましては、認識としては全銀協様と同様でございます、やはり過去の事例の中で中小企業の場合ですとやはり財務がしっかりされているものばかりではない。したがって、債権者にオーナーの借入れというか、オーナー親族、オーナーからの借入れがある事例、あるいは取引先の仕入れ債務の支援を頂いていて、事実上そういったものと一緒に再生をやっていく事例等、様々なケースが中小企業の場合多くございます。

その観点から、このような再生手続の中で金融債権者のみ権利変更も含めた対象債権者とするというところが必ずしも合理的でない場合もあるというところもございまして、その点も含めて選択の余地を残していただく必要があるかと考えたところでございます。

頭数要件の件につきましても全銀協様と同様でございます、やはり主要債権者がかなりのシェアを占めているケースにおいては、結果的にその他の債権者が議決権をほぼ持たないということになり得るという観点から、頭数要件といったものが必要ではないかという認識でございます。

ただ、先ほど南委員からお話がありましたとおり、公平かつ透明性が担保されて手続がなされているという前提がきちんと見えれば、もちろんそういったところが不要になるということもあり得るのかと感じたところでございます。いずれにしましても、多数決になるということで、濫用の防止が債権者の立場で申し上げると非常に不安な要素としてございまして、その点を排除する1つの手段として頭数要件といったところを提案させていただいた趣旨と理解しております。

以上でございます。

○神田委員長 ありがとうございます。第二地銀協と信金協会さんももし何かあれば承りたいと思いますけれども、浅井様、田口様、いかがでしょうか。

○寺田オブザーバー 全信協（城北信用金庫）の寺田と申します。

頭数の件ですが、一金融機関が大きなシェアを持っている場合につきましては、債権額のみ要件といたしますと、ほかの債権者の賛否によらず議決が可能となり、実質公平性が担保できないと考えております。

また、頭数要件に加えたとしても、全員一致が前提の準則型私的整理手続におきまして、信用金庫を含めた金融機関はおおむね賛成しております。合理性のない理由で再生計画に反対することはなく、本制度においても頭数要件の権利を濫用することはないと考えております。

また、本制度におきましては、反対債権者の権利を多数決によって制限することになるため、反対債権者の手続保障の観点から、頭数要件を盛り込むことが適当であると考えております。

私どもといたしましては、やはり多数決が設けられた際に、少額債権者となりやすい金融機関でございまして、一方的に不利になってしまうおそれがある枠組みだけは避けていただきたいということで、今回意見を述べさせていただきました。

○神田委員長 どうもありがとうございました。浅井様はいかがでしょう。第二地銀協からもし御発言があれば承ります。

○浅井オブザーバー ありがとうございます。ほかの皆様のおっしゃっていただいたとおりに思います。特に頭数要件が全組織から意見として出させていただいているということは、慎重に議論に加えていただけるとありがたいと認識しております。よろしくお願いします。

○神田委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて御発言を委員の皆様から承りたいと思います。三木先生、杉本先生の順で。三木先生、どうぞ。

○三木委員 私からの質問は主として派生的な論点についてであり、また、既に今までの御回答で大体のお答えが予想できるものではあるのですが、念のために確認をさせていただきたいと思います。

全銀協のプレゼンにつきまして、7ページの株主責任や経営責任の扱いというところで、本制度においても原則的に株主責任や経営責任が問われるべきだというご意見です。もちろん、一般論として本当に責任があるのであれば、問われるべきは当たり前のことであるし、既存の制度でも責任があればそれを問う手続は幾らでもあるわけです。そこで、ここでおっしゃっていることの確認ですが、これは、そうした一般論をただおっしゃっているだけなのか、それとも何かしら今回の制度に株主責任や経営責任を問うような仕組みをビルトインするという趣旨まであるのか。私は前者だと理解していますがけれども、念のために御確認したいと思います。

それから、重箱の隅をつつくようなことを申し上げて恐縮ですけれども、「原則的に」というのもかなり気になりまして、倒産要件等を満たしていない早い段階で事業再構築を行う制度において、株主責任や経営責任があることがデフォルトだという認識はどういうところから来るのか。揚げ足取りのような質問かもしれませんが、質問させていただきたいと思います。

それから、同じく全銀協の次のページですが、債権者の取締役の責任というところで、本制度による債権放棄等が債権者の取締役等の善管注意義務違反に当たらないことを明確化するべきだという点です。この制度では、最終的には裁判所による認可が必要なわけですが、裁判所による認可だけでは債権放棄をした債権者の取締役が善管注意義務を問われないことの保障としては不十分という趣旨なのかを伺いたいと思います。

それから、地銀協ですが、4ページでモラルハザード防止の観点から計画案には経営体制の見直し、役員報酬の削減など、経営責任、株主責任に係る事項を盛り込んでどうかというのも、当たり前ですけれども、放っておいても計画案に盛り込もうと思えば、多数決等が得られれば盛り込むことは当然できるわけです。しかし、ここでおっしゃっているのは、さらに追加して何かの仕組みが必要という趣旨なのかという点を伺いたいと思います。

私が、こうした派生的な事項の確認の質問をわざわざさせていただいている趣旨を少し補足しますと、本日のそれぞれのプレゼンテーションを伺っておりますと、今回の制度を法的倒産手続の延長線上で捉えるのか、それとも私的整理の延長線上で捉えるのかという認識と関わる要素が背景に潜んでいるように感じられるからです。

ちなみに、私自身は、今回の制度が法的整理と私的整理のどちらの要素を持つかという議論そのものには、あまり関心があるわけではなく、そういう議論自体に生産性があると個人的には思っていません。どのように捉えようが、今回の制度の中の個別の仕組みの組立ての問題であって、法的整理か私的整理といった議論から演繹的に決まるものではないと思っているからです。しかし、本日の御報告者や委員の方々の御発言を聞いていると、どちらかの立場を前提としてしゃべっておられる方が多くおられて、その意味では、そもそもの土俵が共通ではないところがあるように思われます。

つまり、一部の方は現在の民事再生の延長線上でお話をされておられますし、他方で現在の事業再生ADRの延長線上でお話しされている方もいる。その辺が気になったものですから、先ほど確認を求めた事柄についても、そういうお立場の一端なりが伺えないかなと思ってご質問した次第です。

あと一言だけ意見もありますけれども、先に御質問だけ終えたいと思います。

○神田委員長　ありがとうございます。それでは、全銀協と地銀協さん、お願いします。

○竹尾オブザーバー ありがとうございます。まず、株主責任、経営責任についてなのですが、ここは御理解いただいているとおりでして、通常の私的整理の手続の中で取られるべき株主責任、経営責任だと整理して、そういう前提での記載でございます。

原則的にというところについては、おっしゃっていただいたとおり、私的整理で窮境に陥った中でも株主責任や経営者責任がないと言い切れるような案件ももしかしたらあるかもしれないと思いついて、「原則的に」と入れさせていただいております。

次に、債権者の取締役の責任についてなのですが、ここについてはなかなか悩ましい話だと思っております。現実的に今例えば事業再生ADRといった私的整理の手続の中で、ある程度金額の大きなものについては、当行としては弁護士の意見書を個別で取って、その上で取締役の善管注意義務違反に当たらないという整理をした上で、個別の判断をしております。

ただ、これは勉強不足なだけかもしれませんが、こういった形で裁判所が関与するような手続になった場合に、それが善管注意義務違反にならないのかというところについて、我々としても判断がつかねる部分がありますので、おっしゃっていただいたように裁判所が関与しているから、基本的には善管注意義務違反に当たらないという整理があると、我々としても実務として進めやすいなという考えの下で入れさせていただいております。

○武井オブザーバー 地銀協の武井でございます。御質問いただきまして、ありがとうございました。

4ページ目に記載させていただいた文脈の意味合いとしましては、基本的には事業再生ADRないしは私的整理を背景とした考え方がベースにある中での意見という認識でございます。

この点の背景としては、入り口では位置づけのところが正直我々サイドもどういう位置づけにあるのが現段階においてやや不透明ということが背景にある中で、これまでの議論の経過等も踏まえる中で、事業再生ADRの並列なのか、補完する制度なのかといったところの意見を踏まえた中で事業再生ADRを意識した中での意見という認識でございます。

以上でございます。

○三木委員 引き続き意見ですが、先ほどから頭数要件の話に対して皆さん御関心が高くて、議論が飛び交っていますので、一言だけ申し上げたいと思います。

藤原先生は若干流動的のようですがけれども、私も他の委員の多くの方と同じく、頭数要件は要らないという結論です。金融機関関係の皆様の頭数要件の御心配は分かりますけれども、そこで言われているのは債権額の多数を占める大口債権者の濫用を懸念されておられるわけです。しかし、これも南

委員がおっしゃったかと思えますけども、他方で、頭数要件を入れることによって危惧されるのは、どちらかというところ、大口債権者の側の濫用というよりは、小口債権者の側の濫用のほうであり、そちらのほうが、よほど現実性が高いのではないかと思います。

要するに、債権額としては大したことがないのに、頭数だけは多く、不合理なことを言う者を防止するほうがむしろ大事ではないか。また、そもそもに遡って言いますと、双方の濫用の危険は、頭数要件を入れるか入れないかというところで議論することもさることながら、再構築計画案がいかにより将来を見据えた合理的なものとして作られるような制度となっているか、そのための仕組みづくりのほうで腐心すべきではないか、という気がします。具体的には、私が第1回で申し上げました指定機関の性質とか人的構成をどうするかということなども含めて、そちらのほうで解決すべき問題ではないかと思っております。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、杉本先生、どうぞお願いいたします。

○杉本委員 日本大学の杉本でございます。私からは2点ほど質問とその他意見を述べさせていただきます。

まず、全銀協さんの資料の中での第三者機関の関与の在り方についての部分で、多様な方向性の中で具体的な役割として、手続の入り口段階で厳格な審査が求められるのではないかと書かれておられます。確かに手続利用の段階でそのような厳格な審査が必要な場合もあろうかと思うのですが、ここの部分で書かれている具体的な役割ですが、手続の入り口段階は現在構成されている事務局の中での構想の手続の流れの中で、どの段階、どのタイミングでの手続の入り口段階を想定されておられるのか少しお聞きしたいと思います。

今現在の手続の流れとして想定されているのは、前提として計画案を策定した上で、指定法人に手続の利用申請をしていくということになっているかと思うのですが、利用の申請前の段階で事前チェックという形で厳格に審査するという想定をおられるのか。利用申請の前に仮にそのような入り口段階での事前チェックを厳格にするということになりますと、早期の事業再生に向けた手続の利用という観点で厳格な審査の部分に時間を要することで、少し後退してしまうのではないかと感じてしまうところですが、その辺りのどのタイミングの部分をおっしゃっているのかお聞きできればというのが1点目の質問でございます。

2点目は、公正な計画案策定がなされるべきだというのはそのとおりかと思われまます。それによって計画案の策定の基準もある程度明確化するべきだということもそのとおりだと思われまます。ただ、

その部分の明確化はなかなか難しいだろうと思っております。

かつてアメリカでもこの点について、金融債権のみを対象とした新しい制度をつくるということで議論がありました。アメリカではその手続の位置づけとして、チャプター11の特別バージョンのような形での位置づけを前提に議論が行われたために、少数債権者の保護や公正な計画案をどのように策定すれば担保されるのかという点で議論が紛糾し過ぎて、結局、今現在でもそのような制度が制定されていないという段階にあります。

そのため、公正な計画案を担保する基準を明確化するのはなかなか難しいのだろうと思うのですけれども、資料の中では計画案の策定に際しまして、計画案の策定着手段階から債権者の意見も聞きつつ、それを計画に反映させる機会の設定も必須化すべきだと書かれておられます。先ほども申し上げましたとおり、この手続の現在の流れとして構想されている段階では、計画案を策定した上で利用申請することになっているかと思うのですけれども、着手段階での意見の反映と申述の機会はどの段階でのことを想定されているのかというのが2点目でお聞きしたいところでございます。

仮に計画策定段階から対象債務者の意見を聞いて反映させる機会が手続の中で設置されたとした場合、そのプロセスを踏むことによって、公正な計画案の厳格な基準としてきちんと満たしていなければいけない項目ではなく、手続の中で債権者からの意見をきちんと聞き、それを反映させる機会を設けるというプロセスがあれば、債権者が納得を得た上での公正な計画案を策定している、つまり、手続保障の段階できちんとプロセスが設けられれば公正な計画案となり得るのか、その辺りのお考えもお聞きできればと思っております。

以上が2点の質問でございます。

○神田委員長　ありがとうございます。それではお願いいたします。

○竹尾オブザーバー　御質問ありがとうございます。まず、入り口の審査なのでございますけれども、今事務局様で想定されている手続ですと、計画案が利用申請前に持ち込まれるという前提にはなっているかもしれませんが、事業再生ADRの申請の場合は、もう少々前の段階で利用申請していると認識しております。そちらに置き換えるとすると、事業再生ADRの利用申請の段階ぐらいのイメージで我々としては捉えております。

手続としてその段階で厳格に時間を取ってしまうと、円滑な手続ができなくなってしまうのではないかという点については、レベル感次第だと思っております。事業再生ADRの手続の中では、少なくとも入り口の審査の段階でしっかりと審査していただいていると我々として捉えていますので、それぐらいの時間をかけても今実害が生じているかという点、自分としては考えていませんので、少

なくともそのレベルまでは行けるかなと考えておりますというのが1点目でございます。

2点目については、公正な手続の定義というか、債権者の意見を聞いたら公正になるかどうかというところについてですが、もちろん債権者の意見を聞いただけではそうならないケースは多いと思うのですが、最低限の部分というのはガイドラインなり法令なりで一定のレベルのものを定めることでクリアできると思っています。その上で個別事案の不満が残るような可能性については、事前の段階、事業再生ADRでいきますと、申請した後、第2回目の債権者会議までの間になされるようなやりとりの中で、債権者が十分な意見を言ってディスカッションできるような機会を設けるのが我々の趣旨でございます。

○神田委員長 御意見等ございましたら。

○杉本委員 では、端的に何点か意見だけ述べさせていただきますけれども、担保付債権の部分については、御指摘のとおり担保評価額の部分の評価が明確な基準を設けるというのがなかなか難しいのだらうと思われませんが、それに対して債権者から担保評価額の算定に際して異議がある場合には、異議の申立てがなされるような手続もあっていいのではないかと書かれておられます。もちろんその手続の異議の申立てができるようになると、さらに債権者からの異議が手続に反映されるということになろうかと思うのです。

そうしますと、裁判所が非常に早い段階から関与することになってきて、さらに先ほど三木先生が御指摘されておられましたように、手続の位置づけの問題に帰着していくのだと思うのですけれども、さらに法的整理的な手続の要素がちょくちょく出てくるのではないかとこのころが思ったところですね。

また、そのような担保評価額の算定の部分で異議の申立てができるという手続も入ってくるようになりますと、結局手続の迅速性の観点も課題になってくるのであろうと思っています。

資料の中で企業価値担保権などについても、担保評価額の算定の基準が難しいという御指摘が薄い字で書かれておられたかと思うのですけれども、それはそのとおりかと思いました。むしろ非保全部分の評価を企業価値担保権が設定されるような場合に、非保全部分の評価方法はどうかと個人的に思ったところですが、そもそも企業価値担保権が設定されているような事案が手続に果たして利用に適しているのかというところはあると思いますが、理論的には企業価値担保権が設定された場合の非保全部分の評価は難しいと思いました。

最後に、法的整理の延長なのか、私的整理なのかというところからの観点で、裁判所が強制的に一時停止を決定できるような制度も入れたらどうか。あるいは、裁判所の関与があると少し時間がかか

ってしまうこともあるので、選択的にできるのが望ましいのではないかと書かれている部分については、制度としての位置づけをどのように捉えていくのかというところの議論と関連されていくのだろうとっております。

裁判所の関与をどこまでシンプルなものにするべきなのか、要所要所で裁判所に登場してもらうのか、制度の位置づけとの観点でこの部分についても議論すべき課題なのだろうと思いました。

以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。それでは、山田先生、どうぞお願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。第1回欠席しまして、大変失礼いたしました。山田と申します。よろしくお願いいたします。

私からは2点御質問だけさせていただきます。今の委員の御質問とも係るところがあるのですけれども、まず1点目は基本的には新しい制度と裁判所との関わり方についてお伺いできればと思っております。やはり私的な手続、合意形成をより重視していくものなのか、それとも裁判所が最初と最後以上にもう少し関わっていく制度なのかというイメージを金融機関からお伺いできればということでございます。

今お話がありました一時停止について、強制的な仕組みがよいのではないかとというところで、皆さんの御意見が一致しているようなのですけれども、例えばEUなどの議論を見ますと、効力の解除の制度なども提案されているようです。例えば交渉がうまくいかなそうだとした場合に、効力解除ということも認めるべきではないかという話があるようですが、金融機関でこのような制度をお使いになるときに、そういった解除まであったほうがよいとお考えかどうか。もしそうであれば、結局裁判所が交渉の手続を見守るようなイメージになるかと思いますが、その辺りどういう御感触を持っておられるのかお伺いできればと思いました。

それからもう一点は、先ほど少し出ているお話なのですが、認可手続において対応の方向性で、基本的には手続的要件を見てもらうのだけれども、実体に係る部分で第三者機関の調整の役割が担保されているということを前提としておられて、当然そうなのだと思うのです。そういたしますと、仮に多数決はできているといたしましても、もう少し中身に入ってといいましょうか、実体的な判断の在り方についても裁判所が少し見ると。適正なものかどうかという中身に少し入るということを期待されているのか。それとも、そういったことは多数決ということで正当化されるのだという御感触かという辺りを教えていただければと思います。

以上です。

○神田委員長　　ありがとうございました。では、全銀協さん、代表してまずは。

○竹尾オブザーバー　　まず、一時停止の効力の解除については、少なくとも私は不勉強で、そのような議論があるということは存じ上げませんでしたので、今のお話を聞いた上での個人的な第一印象という範囲にとどめさせていただければと思うのですが、今その制度がないからといってすごく困っているかという、そこまでは困っていないかなと思います。

その趣旨としましては、事業再生ADRとかですと、期限を切った一時停止になっていますので、そこまでの間に何らかの事由で手続がうまくいっていない場合は、その一時停止の期限が切れる段階で金融機関としてノーと言うことができるといった事情があるためです。

効力の解除ができればもちろんそれに越したことはないのですが、それをやることでより手続が重くなるという課題があるかと思しますので、結局はそれによる追加的な手続の重さとのバランスかと考えております。

2点目については、曖昧な答えになってしまうのですが、裁判所が全く手続に絡まずに、ただ単に多数決だけによってしまうというところだと、我々としても拠り所に乏しくなってしまう。いわゆる何らかの形での濫用があつて、その上で意見が通ってしまったときに裁判所から不認可という形が下りないと、我々として制度として安心して乗っかれませんので、その部分での最低限の関与が必要かなと思っております。曖昧な答えになってしまって恐縮なのですが。

○山田委員　　ありがとうございます。今何らかの濫用とおっしゃったのは、手続的な意味での濫用でしょうか。

○竹尾オブザーバー　　手続というか、多数決を行使する上で、下位の債権者に明らかに不合理な状態が残ったまま、多数決で決議がされるという趣旨でございます。

○神田委員長　　今の先生の御発言でいうと、内容が著しく不当な場合も含めてという意味だと思います。どうもありがとうございました。

それでは、望月委員、どうぞお願いいたします。

○望月委員　　時間も限られていると思いますので、本日の場に適しているか分かりませんが、使う側の立場から考えたときということで申し上げさせていただきます。確かに濫用が心配だというのはよく理解の上であります。例えば最初の申立ての時点で悪質な債務者を排除するという点で、このような事業者は対象外と言ってもらえることはいいと思うのですが、定義が広く曖昧になってしまうとグレーな事業者扱いになってしまい、そもそも使えるのかというところで迷ってしまうと使えなくなってしまうかもしれない。

NGを決めるのはいいと思うのですが、特に、金融関係の方だけに限らず、債権者から、「普通は」こうである、という趣旨の発言が結構ある。しかし、「普通」という言葉の意味はよく分からない。ある意味「普通」の濫用が結構出てきてしまって、普通はこうだからと言われてしまうと先に進まなくなってしまうと思いますので、少なくとも悪質な債務者についてはNGを定義いただくのはいいと思いますが、その後の細かい要件は、可能な限り、ないほうがいいのではないかと思います。

あとは、頭数は皆さんでいろいろ議論がある中で、例えば全銀協さんのスライドの4ページに例として総債権額及び頭数の4分の3以上の同意とありますが、今出てきた質問とも重なるのかもしれないのですが、頭数がつくとどう良いことがあるのかというメリットが分かりにくい部分があるかと思っています。両者にとってメリットがあって、良い頭数要件がつけられるのであれば、どういうものがあるのだろうという具体的なイメージができません。

あと事業者側からすると、再構築の計画を出した後に、成長資金がなくてお金が進むということはないでしょうし、全額エクイティで集めるということもあるのかもしれませんが、おそらく金融機関の方と何らか関係をつくっていかないと、真の再構築はないのだとすると、そんな不誠実なことはできないし、真面目につくるのであれば、不誠実な対応はないのかなと思いました。

感想になりますけれども、以上です。

○神田委員長　ありがとうございます。それでは、今の御発言は御感想というか御意見として承りたいと思います。

時間が来ているのですけれども、オブザーバーの皆様方でもし御発言があれば承りたいと思います。どうぞお願いいたします。

○高井オブザーバー　お時間がない中すみません。日弁連の弁護士の高井でございます。

山田先生の御質問で、一時停止の解除の議論が出たところで、一時停止の同意、不同意のお答えを全銀協様がされたことで、認識を確認したいと思っております。一時停止をして法的拘束力があるとすると、そのまま続くことを前提として解除の議論が出ているという御質問だったと思いますが、お答えが一時停止は期間制限があり、それ以上続かない前提でのお答えだったように思いまして、一時停止の法的拘束力の考え方が一致していたのかどうか気になりました。

先ほど南先生からの御質問で、一時停止には法的拘束力があるということで同意されていましたが、その内容はどちらなのか。期間制限なのか、手続の最後まで続くという前提なのか。少数債権者が、どうせ私の意見は聞いてもらえないであろうということで、最初から反対してしまうと手続が進まないという制度になってしまうので、拘束力がある前提で考えている方が多いのかなと思ったところで、

期間制限の話が出たものですから、その辺が気になりました。

我々弁護士として、債務者側で考えて検討したところなのですが、先ほど全銀協さんにて、厳格な制度設計が必要とか、記載としては事業再生ADRよりも厳格な第三者機関とある一方で、中身としてはADRの運用について不満があるわけではなくてというお話をされまして、むしろ例えば外国の少数債権者についてが問題で、多数決が使われることを前提としてというお話があったと思うのです。それを前提としますと、債務者側としてはこちらが出した計画に金融機関からノーだと言われたら、多数決でも成立しないはずだと思うのです。

そうすると、少数のある方が多数の意見で成立してしまうことについて不適切ではないかという話になるかと思うのですが、債務者側がつくる計画の要件を厳しくすべき、厳格な手続をすべきという方向性がマッチしているのか、していないのかというところが非常に気になりました。いわゆる理解できない少数の債権者がいて、そのために多数決が必要なのではないかということであるとすれば、今の事業再生ADRとほぼ同じ手続でも問題ないのではないかと思った次第なものですから、厳格性を求めた根拠がもしあればお聞きしたいところでございます。

その点は地方銀行協会さんでもスライドの4ページに第三者機関の審査としたほうがいいのではないかとこのところで現れていまして、再生手続の付議決定レベルまで考えられているのかどうかというところも含めて、手続の厳格性の考え方について御質問させていただければと思っております。

○神田委員長　ありがとうございます。それでは、全銀協さん、お願いいたします。

○竹尾オブザーバー　まず一時停止の話からいきますと、私の想定しているのは裁判所の関与した一時停止の命令も期限付の一時停止の命令と解釈した上で、回答させていただいておりましたというのが1点目でございます。

次に厳格性の話なのですが、確かにおっしゃっていただいたとおり、今の事業再生ADRの枠組みの上では、我々として不満のないような対応がされているかなと思っております、あとはマレリの事案のように一部の債権者の方々がそうでない状態になったときに手当するような手続を想定しております。よって、そこで多数決原理が導入されることになった場合に、我々が想定していないような事業再生ADRでは到底通らないような手続がどんどん持ち込まれるようになるのを避けるために、より厳格な手続が我々の考えの趣旨でございます。

○高井オブザーバー　1点だけ。そうしますと、マレリのケースでいえば、多くの銀行の方が賛成しても通らなかったわけですが、多数決があれば通ったわけで、多数決はむしろ多くの銀行債権者の方の意思に合う方向での手続なのかと思っております。他方、それを使うときには厳格にしなければい

けないという議論をされているものですから、厳格性はどの辺を危惧して担保することの話をされているのでしょうか。一般論は分かるのですが、先ほど弊害があるのは外国の債権者がいるような場合という話があったものですから、そこを御質問させていただいた。趣旨としてはそういう趣旨でございます。

○武井オブザーバー 地銀協の武井でございます。先ほど御質問いただきました審査の位置づけの考え方になりますけれども、私ども地銀協としましても既存の事業再生ADRを含め私的整理手続における計画の検証手続自体に強い問題認識を持っているということではございません。ただ、今般のものが多数決であるという観点の中から、少数債権者の権利変更を強制するという点も踏まえた場合、事業再構築計画案については、現状以上に厳格にあるべきではないかという趣旨で審査という言葉を使わせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○神田委員長 ありがとうございます。

それでは、時間を超過していますので、この辺りにさせていただきたいのですけれども、オブザーバーの皆様方でもし御発言があるということであれば承りますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後の点も含めてまだまだ議論を深めないといけないような気もいたしますけれども、本日はこの辺りとさせていただきます。

事務局から事務連絡をお願いいたします。

○中西課長 ありがとうございます。本日の小委員会の資料につきましては、経産省のホームページ上に公表してございます。

議事要旨につきましても、先ほど申しあげましたように追って掲載いたします。

また、小委員会の議事録につきましては、先ほど申しあげましたように皆様方に御確認いただいた上で、後日速やかに発言者名と併せて公表させていただきます。

なお、毎回のお願いで恐縮でございますが、御自身の発言内容については対外的にお話しただいで結構ですが、他の方の御発言について言及することはお控えいただければと存じます。

次回の第3回事業再構築小委員会は、9月24日木曜日13時からを予定しています。詳細につきましては、後日事務局から御連絡いたします。ありがとうございました。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

—了—